

参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	第1条 目的について	<p>「開かれた町政の実現に資する」は「町民等の利益権利の保護に資する」とすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた町政」という表現は抽象的であり、この条例が効果的に運用されているかどうかの評価が困難です。その結果、パフォーマンスに終わる恐れがあります。 ・このパブリックコメントは、本町の行政手続であり、国の行政手続法の目的と合致させるのが望ましいです。目的を町民等の利害に直結させることによって、町政に関心を持つ町民が増え、活性化が期待できます。 	<p>町民参加による開かれた町政の実現は、この条例の目的とするところであり、削除することは考えておりませんが、町としても「町民の権利利益の保護に資する」ことは重要と考えておりますので、ご意見を参考に、下記のとおり追加いたします。</p> <p>「第1条 この条例は、～もって開かれた町政の実現及び町民の権利利益の保護に資することを目的とする。」</p>
2	第1条 目的について	<p>「町民の町政への参画を促進するとともに」は削除すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の内容が良ければ、町政に関心を持つ町民が増え、自然に町民の参画は増えると思われるので、敢えて、町民の町政への参画の推進を目的にしなくてもよい。 ・町民に対して上から目線の表現です。主権者である町民から見て違和感があります。 	<p>ご意見を参考に、「町民の町政への参画を促進するとともに、」を削除いたします。</p>
3	第1条 目的について	<p>「行政運営の透明性の向上」は、「政策等の策定過程の公正と透明性の向上」とすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政運営には、政策の策定、実施、評価、処置のいわゆるPDCAが含まれます。しかし、パブリッ 	<p>ご意見を参考に、下記のとおり修正いたします。</p> <p>「第1条 この条例は、～政策等の策定過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、～。」</p>

		<p>クコメントは政策策定過程にしか適用されません。行政運営では範囲が広すぎて不適切です。</p> <p>・この意見募集の背景として、「政策等の策定に当たって、より公正性、透明性の向上を図るためには、…」と述べており、「公正」を削除する理由はありません。</p>	
4	<p>第2条 パブリックコメント及び 第3条 定義について</p>	<p>用語を定義する条が、第2条と第3条にまたがっていますが、散逸させないで一つの条(定義)にまとめるべきです。</p>	<p>ご意見を参考に、定義については1つの条で規定することといたします。</p>
5	<p>第4条 対象について</p>	<p>平成24年の美里町水道事業給水条例の改正にあたって、パブリックコメントが実施されませんでした。美里町パブリックコメント手続規程の「金銭徴収に関する条項を除く。」という例外規定を誤って適用してパブリックコメントを実施しなかった可能性があります。再発を防止するため、水道料金はパブリックコメントの対象であることを規則、解説等で明確にすべきです。</p>	<p>金銭の徴収については、地方自治法第74条第1項の規定により地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定又は改廃が直接請求の対象となっていないことを踏まえ、この条例の対象から除いています。これは、美里町パブリックコメント手続規程においても、同じ考えからです。ただし、金銭の徴収を含む条例を新規制定する場合は、当該徴収項目(施設の使用料等)を本体条例と一体不可分として取り扱うことが適当であることから、特に対象とすることとしています。</p> <p>なお、水道料金や下水道料金については、特に町民の生活に密接なかかわりがあることから、対象とすることとし、規則で規定することといたします。</p>
6	<p>第6条 政策等の案の公表について</p>	<p>政策等の案の公表から意見等の提出期間の初日までに期間を開ける必要はないと思います。これによって公表から意見提出最終日までの期間が、原則と</p>	<p>ご指摘の件に関しては、政策等の策定に当たって、実施機関が意見等の提出期間を意識した作業スケジュールを立てることにより、対応できるものと考え</p>

		して37日以上になります。意見を提出する期間を長く取れるというメリットはある半面、行政の処理期間が長くなり、迅速又は緊急を要するものとしてパブリックコメントを省略するものが増える恐れがあります。結果的に、町民等の利益権利の保護の効果が少なくなることが懸念されます。	ます。
7	第7条 意見等の提出について	提出方法は、視覚等に障害を持つ町民への配慮も必要だと思います。	視覚等に障害のある方から点字などによる意見の提出があった場合も、適切に対応いたします。
8	第7条 意見等の提出について	「その他規則で定める事項」は「その他政策等の案を公表する際に指定する事項」と分かりやすくすべきです。 ・一般の町民は、条例や規則を参照することに慣れていないので、規則を参照する手間をかけない方法にしたい。	政策等の案を公表する際には、提出意見のほかに明記していただく事項についてもお示しますので、規則を参照する手間もないことから、現状の記載内容でよいと考えます。
9	その他 提出意見に対する町の考え方に 不平、不満がある場合について	パブリックコメント手続に応募し、その回答（行政の考え方）が理解できない、意味不明の回答だったことが過去にありました。行政は、意見を聞きおぐだけで、町民は一方的に回答を押し付けられ、再検討を迫りたくても、その手段がなく、口を塞がれたが如くになり継続ができません。これでは、行政運営の公正性、透明性を図ることにはなりません。このことについても追記すべきと思います。	実施機関は、提出された意見を十分考慮して、政策等の策定の意思決定を行うこととしており、提出意見に対する町の考え方について、さらに意見の提出を求めることは、やりとりに要する時間的な面からも、考えておりません。政策等の策定後においても、必要に応じて見直していくことが考えられますので、ご意見をお寄せください。
10	その他 異議申し立てについて	パブリックコメントの実施に異議がある場合の調整手続を設けられないでしょうか。	上記 9と同様の考えです。

11	その他 意見募集期間終了後の意見の扱いについて	住民の意向の変化を知る上でも、期間終了後の意見を何らかの方法で収集すべきではないでしょうか。	例えば、計画等については一定の期間で見直しを行うため、その都度パブリックコメントを実施することとなりますので、意見提出期間終了後に再度意見を収集することは考えておりませんが、ご意見については、お寄せください。
12	その他 過去に実施したパブリックコメントについて	要綱の時代（平成22年）にパブリックコメントを実施した「美里町水道事業基本計画」(水道ビジョン)は、意見募集終了した後放置されています。速やかに決着する必要があります。	美里町水道事業基本計画については、計画策定作業を休止しておりましたので、策定作業再開後、改めてパブリックコメントを実施する予定です。ホームページ上の記事においても、そのことがわかるように掲載いたします。
13	その他 パブリックコメントの実施について	パブリックコメントは、あくまでも広く町民等からの意見・情報を募集することが目的ですが、多くの町民等の意思を確認するものではありません。行政運営上で重要な政策等を決定するにあたり、あたかもパブリックコメントを実施することが町民等の十分な意思を確認したかのような錯覚は許されません。前町長は、給食センター基本構想の説明時に、「パブリックコメントも実施しており、あれも民意...、これも民意...」とあって、町民の意思を充分反映しているかのような発言をいたしました。これは、正にパブリックコメントの悪用と思われます。保護者、住民の意思を確認するにはアンケート調査等をするべきを、パブリックコメントの実施で代用してしまおうとする。こんなことにパブリックコメントが悪用されることがあってはなりません。パブリック	ご指摘のとおり、パブリックコメントは、町民等の意思を確認するものではなく、町の政策等の策定に当たって広く町民等へ事案を公表し、それに対して提出された意見及び情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続であり、この条例に規定するとおりです。

		コメント実施は、あくまで意見・情報の募集であって町民の意思表示の決定に資するものでないことを明記すべきです。	
--	--	--	--